

CFP[®]試験出題分析

～リスクと保険編～

TAC

CFP[®]、CERTIFIED FINANCIAL PLANNER[®]、サーティファイド ファイナンシャル プランナー[®]は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd. (FPSB) の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。

1. 試験概要

(1) 日程

CFP 試験は、毎年 2 回（6 月と 11 月の第 2・第 3 日曜日）に実施されます。

AFP 試験（2 級 FP 技能検定）とは異なり、2 日間による 6 分野の課目別試験で、課目ごとに合格が認められます。

第2日目：平成27年11月15日（日）	
① リスクと保険	9：30～11：30

※試験問題の法令基準：平成27年4月1日の時点ですでに施行（法令の効力発行）されているものを基準とします。

※試験の実施日程等はご自身で試験実施団体ホームページまたは受検願書等でご確認ください。

(2) 試験形式

試験形式は各課目ともすべて四肢択一のマークシート方式で 50 問出題。

(3) 合格率データ

■リスクと保険 課目別合格率

	H24年第1回	H24年第2回	H25年第1回	H25年第2回	H26年第1回	H26年第2回
受験者数	1,995名	1,867名	1,872名	1,735名	1,706名	1,700名
合格者数	733名	673名	743名	676名	616名	577名
合格率	36.7%	36.0%	39.7%	39.0%	36.1%	33.9%
合 格 ライン	—	—	—	—	30問	28問

2. 課目別攻略法

(1) 出題論点分析

出題の中心は「生命保険」、「損害保険」であるが、ライフ、税金、相続（贈与）を含めた保険活用も総合的に問われる。中でも税金問題は頻出論点であり、2 級レベルの問題が非常に多く見られる。また、「約款の読み取り」、「保険証券の読み取り」、「法人の経理処理」が頻出となっている。他に、近年の傾向としては、保険関連の時事問題、生命保険文化センター等のデータに基づく、資料の読み取り問題が出題されるので注意したい。

(2) 得点戦略

他の C F P の試験課目と比較すると出題論点が限定的なだけに、詳細な知識が問われる傾向がある。「約款の読み取り」は、問題の資料だけで数ページにわたるため、素早く資料を読み取るための解法テクニックが必要となる。「保険証券の読み取り」も、死亡保険金や給付金の金額算定では、疾病なのか災害なのかをいち早く判断して解答していくことが必要である。

上記両者とも得点源にしたい分野であるが、時間配分が重要となる。税金問題も頻出論点だが、2 級レベルの問題が大半で、定番化した計算ロジックで解けるので、必ず正解することが必要である。「法人の経理処理」については 2 級でも出題はあるが、大半が CFP レベルの問題であるため、これに対応するには、先ず 2 級レベルの経理処理をしっかりとマスターし、次に定番の問題で解法に慣れることで解答スピードをアップすることである。

リスクはとにかく資料が多い課目である。時間配分に注意し、選択肢からキーワードを素早く導き出し、解答できるようにすることがポイントである。

(3) 標準学習時間

講義時間を除き、1 課目あたり、80 時間～100 時間。

(4) 平成27年6月試験では

平成 27 年 6 月試験で実際の問題をみてみましょう。

○2 級 (AFP) レベルの問題・・・・・・・・・・問 49

○2 級 (AFP) と C F P の中間レベル問題・・・・・・・・問 46

○CFP レベルの論点・・・・・・・・・・問 44

○2級（AFP）レベルの問題（家族傷害保険）

問 1 4

個人および個人事業主を保険契約者とする損害保険の税務に関する以下の設問について、答えを1～4の中から1つ選んでください。

（問題 4 9）

（設問D）下記＜資料＞に記載されている〔契約①〕～〔契約④〕の保険契約に係る保険金の税務に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

＜資料＞

〔契約①〕

保険種類 : 自動車保険
保険契約者＝保険料負担者 : 西岡さん
記名被保険者 : 西岡さん
補償内容 : 人身傷害補償保険が付保されている。

〔契約②〕

保険種類 : 価額協定保険特約付き住宅総合保険
保険契約者＝保険料負担者 : 吉田さん
被保険者 : 吉田さん
補償内容 : 家財一式が保険の目的となっている。

〔契約③〕

保険種類 : 普通傷害保険
保険契約者＝保険料負担者 : 牧村さん
被保険者 : 牧村さん
死亡保険金受取人 : 牧村さんの配偶者
補償内容 : 死亡・後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金

〔契約④〕

保険種類 : ゴルファー保険
保険契約者＝保険料負担者 : 高倉さん
被保険者 : 高倉さん
補償内容 : ホールインワン・アルバトロス費用担保特約が付帯されている。

1. 西岡さんが自動車事故により寝たきりとなり、〔契約①〕の人身傷害補償保険の後遺障害保険金を西岡さんが受け取った場合、一時所得として所得税の課税対象となる。
2. 吉田さんが所有する家財が火災により損害を受け、〔契約②〕の火災保険金を吉田さんが受け取った場合、一時所得として所得税の課税対象となる。
3. 牧村さんが不慮の事故で死亡し、〔契約③〕の死亡保険金を牧村さんの配偶者が受け取った場合、一時所得として所得税の課税対象となる。
4. 高倉さんがゴルフプレー中にホールインワンを達成し、贈答用記念品購入費用を補てんするものとして、〔契約④〕のホールインワン・アルバトロス費用保険金を高倉さんが受け取った場合、一時所得として所得税の課税対象となる。

出典：平成27年度第1回CFP®資格審査試験
リスクと保険 問 14(問題 49)

○2級（AFP）とCFPの中間レベル問題（保険料控除額の計算）

問14

個人および個人事業主を保険契約者とする損害保険の税務に関する以下の設問について、答えを1～4の中から1つ選んでください。

（問題46）

（設問A）会社員の成田さんは、下記＜資料＞に記載されている〔契約①〕～〔契約⑤〕の保険契約を損害保険会社と締結し、保険料をそれぞれ払込期日どおりに支払っている。所得税における成田さんの平成26年分の所得の計算上、生命保険料控除および地震保険料控除の対象となり、所得金額から控除することができる保険料控除の金額の合計として、正しいものはどれか。なお、下記＜資料＞に記載されている〔契約①〕～〔契約⑤〕のほかに保険契約はないものとする。また、控除額が最も大きくなる組み合わせを用いるものとする。

＜資料＞

〔契約①〕

保険種類 : 自動車保険
保険契約者＝保険料負担者 : 成田さん
記名被保険者 : 成田さん
保険期間 : 平成26年7月1日から1年間
年間保険料（一時払い） : 180,000円

〔契約②〕

保険種類 : 地震保険付き積立火災保険
保険契約者＝保険料負担者 : 成田さん
保険の目的 : 成田さんの自宅建物
保険期間 : 積立火災保険平成23年10月1日から5年間
地震保険 平成26年10月1日から1年間
保険料 : 積立火災保険（一括払い）200,000円
地震保険（年払い）40,000円

〔契約③〕

保険種類 : 積立普通傷害保険
保険契約者＝保険料負担者 : 成田さん
被保険者 : 成田さん
保険期間 : 平成23年10月1日から5年間
団体扱保険料（月払い） : 20,000円

〔契約④〕

保険種類 : 所得補償保険
保険契約者＝保険料負担者 : 成田さん
被保険者 : 成田さん
保険期間 : 平成26年7月1日から1年間
年間保険料（一時払い） : 24,000円

[契約⑤]

保険種類 : ペット保険
 保険契約者＝保険料負担者 : 成田さん
 保険期間 : 平成26年7月1日から1年間
 年間保険料（一時払い） : 40,000円

<所得税の生命保険料控除の控除額の速算表>

(1) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計	控除額
25,000円以下	支払金額
25,000円超 50,000円以下	支払金額×1/2 + 12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払金額×1/4 + 25,000円
100,000円超	50,000円

(2) 平成24年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額

年間の支払保険料の合計	控除額
20,000円以下	支払金額
20,000円超 40,000円以下	支払金額×1/2 + 10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払金額×1/4 + 20,000円
80,000円超	40,000円

<所得税の地震保険料控除の控除額の速算表>

区分	年間の支払保険料の合計	控除額
(1) 地震保険料	5万円以下	支払金額
	5万円超	5万円
(2) 旧長期損害保険料	1万円以下	支払金額
	1万円超 2万円以下	支払金額÷2 + 5千円
	2万円超	1万5千円
(1)・(2) 両方がある場合		(1)、(2) それぞれの方法で計算した金額の合計額（最高5万円）

1. 62,000円
2. 64,000円
3. 72,000円
4. 74,000円

出典：平成27年度第1回CFP®資格審査試験
 リスクと保険 問14(問題46)

○CFPレベルの論点（経理処理）

問 1 3

株式会社NA社（以下「NA社」という。同族会社ではない）は、下記の損害保険契約を締結しています。これらの保険契約に関する以下の設問について、答えを1～4の中から1つ選んでください。
なお、NA社の決算期間（事業年度）は、4月1日から翌年3月31日までとします。

[契約①]

保険種類 : 積立普通傷害保険

保険契約者 : NA社

被保険者 : NA社の全従業員（10名）

保険金額等（被保険者1名当たりの金額であり、各被保険者とも同一）

: 死亡・後遺障害保険金額 1,000万円

入院保険金額（日額） 4,000円

通院保険金額（日額） 2,000円

満期返戻金 100万円

保険料内訳（被保険者1名当たりの金額であり、各被保険者とも同一）

: 一時払い保険料 106万円

積立特約保険料 98万円

平準積立保険料 97万円

死亡保険金受取人 : NA社

保険期間 : 平成26年10月1日から5年間

[契約②]

保険種類 : 火災保険

保険契約者 : NA社

保険の目的 : NA社所有の社屋建物（帳簿価額4,000万円）

保険金額 : 5,000万円

保険期間 : 平成26年4月1日から1年間

(問題 4 4)

(設問B) 平成26年度末(平成27年3月31日)におけるNA社の契約している積立普通傷害保険(10名分)の保険料支払いに係る経理処理(税務処理)として、正しいものはどれか。

- 1.
- | | 借方 | | 貸方 |
|-------|------------|-------|-------------|
| 積立保険料 | 9,790,000円 | 現金・預金 | 10,600,000円 |
| 福利厚生費 | 810,000円 | | |
- 2.
- | | 借方 | | 貸方 |
|-------|------------|-------|-------------|
| 積立保険料 | 9,700,000円 | 現金・預金 | 10,600,000円 |
| 福利厚生費 | 900,000円 | | |
- 3.
- | | 借方 | | 貸方 |
|-------|------------|-------|-------------|
| 積立保険料 | 9,700,000円 | 現金・預金 | 10,600,000円 |
| 前払保険料 | 810,000円 | | |
| 福利厚生費 | 90,000円 | | |
- 4.
- | | 借方 | | 貸方 |
|-------|------------|-------|-------------|
| 積立保険料 | 9,700,000円 | 現金・預金 | 10,600,000円 |
| 前払保険料 | 90,000円 | | |
| 福利厚生費 | 810,000円 | | |

出典：平成27年度第1回CFP®資格審査試験
リスクと保険 問13(問題44)

■出題分析とTACテキスト対応表(リスクと保険)

※表中の数字は出題数です

章	テーマ	出題内容	平成25年1回	平成25年2回	平成26年1回	平成26年2回	平成27年1回	出題数
リスクマネジメントと保険業法	クーリングオフ等	クーリングオフ		1		1		2
		財務健全性の指標		1				1
	金融機関の紛争解決機関			1	1		3	
生命保険の仕組み	保険契約者保護機構	生命保険契約者保護制度	1				1	2
	損害保険契約者保護機構				1		1	
	告知義務、責任開始日等				1	1	2	
	契約者・被保険者・保険金受取人				1		1	
個人向け生命保険商品	保障に重点を置く生命保険	払込期月等					1	1
		保険証券等の読み取り	5	4	4	4	21	
		収入保障保険			1		1	
		必要保障額の計算	1				1	
		引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)		1	1		2	
簡易保険と共済、その他		他	2				1	3
		制度共済	1	1	1	1	4	
		少額短期保険業者	1	1	2	1	1	6
個人年金保険	個人年金保険の種類	定額個人年金保険						0
	変額個人年金保険				1	1	2	
	年金開始後の税金	雑所得	2	1	1	1	1	6
		雑所得(相続または贈与による取得)		1		1	1	3
第3分野の保険	生保系商品	医療保険			1		1	2
	生前給付金	1					1	
	損保系商品	介護保険	1			1		2
		介護保険						0
個人に関する生命保険と税金	個人の契約の保険料と税金	生命保険料控除	2	1	1	1	1	6
		医療費控除					1	1
	名義変更を行った時	名義変更に係る税務			1	1	1	3
		一時所得			1		2	3
ライフプランニングとリスクマネジメント	生命保険を用いた相続対策	相続税の課税対象額	1	1	1	1	2	6
		相続対策		1	1	2	2	6
		二次相続対策		1	2			3
		代償分割	1	1	1	1	1	5
役員向け保険と従業員向け保険	役員向け保険	役員退職慰労金の算定		1		1	1	3
		事業保障資金の算定		1	1	1	1	4
		連増定期保険					1	1
	従業員向け保険	総合福祉団体定期保険						0
		団体定期保険(Bグループ保険)				1		1
法人契約の生命保険と税金	保険料の経理処理	企業の福利厚生制度					1	1
		財形保険(財形貯蓄)			1	1		2
		連増定期保険の経理処理	1	1	1	1		4
		長期平準定期保険		1				1
		無配当保険			1			1
		ハーファックスプラン	1	1		1	1	4
		介護費用保険		1				1
		無配当医療保険等	1					1
		長期傷害保険		1		1		2
		終身ガン保険		1				2
		名義変更時の経理処理			1		1	2
		法人成りした場合の経理処理	1			1		2
企業年金等	中小企業退職金共済制度	中小企業退職金共済制度			1		1	2
	小規模企業共済制度	小規模企業共済制度						0
	確定拠出年金	確定拠出年金	2				1	3
損害保険制度と仕組み	損害保険制度と仕組み	損害保険の基礎用語				1		1
		時効等			1			1
損害保険の種類	火災保険	失火責任法			1			1
		住宅総合保険	1	1			1	3
		住宅火災保険	1	1	1		1	4
		店舗総合保険				1		1
		火災保険の見直し						0
		地震保険	2	1	1	1	1	6
		税務処理		1				1
		積立火災保険			1			1
		保険金合計額				2		2
	自動車保険	自賠責保険			1			1
		死亡による損害額				1		1
		損害保険金合計額	2	1		1		4
		人身傷害補償保険金			1		1	2
		車両保険			1		1	2
		自動車総合保険			2		1	3
		フリート契約	1	1		1		3
	傷害保険	税務処理		1				1
		普通傷害保険(積立含)			2		1	3
		家族傷害保険	1	1		1		3
		個人総合傷害(自転車保険等)					1	1
		ファミリー交通傷害保険						0
		海外旅行傷害保険		2			1	3
		所得補償保険計算		1				1
		所得補償保険	1	1				2
	賠償責任保険	国内旅行傷害保険等	1	1				2
		生産物賠償責任保険						0
		企業費用・利益総合保険		1		1	1	3
		労働災害総合保険		1	1	1	1	4
		その他	1	1			1	3
	損害保険料支払いと税金	個人の契約	店舗休業保険	1		1		
その他				1				1
法人の契約(保険料の経理処理)		地震保険料控除		1		1	1	3
		積立普通傷害保険					2	2
損害保険金受取と税金	個人契約	終身タイプの長期傷害保険	1					1
		積立普通傷害保険	3	2	2	2		9
		長期火災保険	1		1	1		3
		医療費控除		1		1		2
	法人の契約	圧縮記憶	1					1
		年金払積立傷害保険		1		1		2
保険法,他	災害と税金	災害減免法	1	1	1	1		4
		保険法			2		1	3
		資料問題・生活保障の調査			1		1	2
		国民年金・交際年金					1	1
		生命保険信託		1		1		2
		児童扶養手当					1	1
		他						

※表中の数字は出題数です。